

富津市空家等対策協議会会議録

1 会議の名称	令和８年度第１回富津市空家等対策協議会
2 開催日時	令和８年７月２８日（火） １３時３０分 ～ １４時３０分
3 開催場所	富津市役所 ４階 ４０１会議室
4 審議等事項	報告（１）管理が不十分な空き家等の状況について （２）特定空家等の状況について
5 出席者名	○富津市空家等対策協議会委員 齊藤孝一、山村真哉、川崎仁寛、白石正雄、 藤平勝正、浅野政男、高橋恭市、庄司健一 ○事務局 牧野建設経済部長、嶋田建設経済部次長、 萱野都市政策課長、田村課長補佐、鈴木副主査、 吉田主事
6 公開又は非公開の別	公開 ・ 一部非公開 ・ 非公開
7 非公開の理由	富津市情報公開条例第 23 条第 1 項第 2 号に該当 （理由） 議題の一部が同条例第 7 条第 1 項第 2 号、第 3 号に該 当するため。
8 傍聴人数	１人（定員 5 人）
9 所管課	建設経済部都市政策課宅地係 電話 0439-80-1297
10 会議録（発言の内容）	別紙のとおり

令和８年度第１回富津市空家等対策協議会

発言者	発言内容
事務局 (田村課長補佐)	委員の皆様方におかれましては、本日はご多用のところお集まりいただき、誠にありがとうございます。 開会に先立ちまして、本日の会議資料を確認させていただきます。机上に配布しております、会議次第、令和８年度委員名簿、席次表、報告資料１、２。 以上が本日の会議資料でございます。資料はお揃いでしょうか。資料が不足している方がいらっしゃいましたら、事務局がお持ちしますので、お手数ですが挙手をお願いいたします。 それでは、これより令和８年度第１回富津市空家等対策協議会を開会いたします。協議会の進行を務めさせていただきます、都市政策課課長補佐の田村です。よろしくお願いします。 初めに、委員及び事務局の紹介をさせていただきます。 名前を呼ばれましたら、ご起立をお願いいたします。 会長の斉藤孝一様、専門分野は建築です。 副会長の山村真哉様、専門分野は不動産です。 川崎仁寛、専門分野は法務です。 山田淳一様、専門分野は建築です。 本日、所用により欠席でございます。 白石正雄様、富津地区代表区長です。 藤平勝正様、大佐和地区代表区長です。 浅野政男様、天羽地区代表区長です。 富津警察署生活安全課課長、田中義文様、本日所用により欠席でございます。 君津土木事務所建築宅地課課長、寺西英樹様、本日所用により欠席でございます。 高橋市長です。 庄司消防長です。

次に事務局の紹介です。

牧野建設経済部長です。

嶋田建設経済部次長です。

萱野都市政策課長です。

宅地係で空家担当をしております鈴木です。

宅地係の吉田です。

以上です。

ご紹介させていただきました通り、出席委員 8 名、欠席委員 3 名です。

よって、過半数のご出席をいただいておりますので、富津市空家等対策の推進に関する規則第 16 条第 5 項の規定により、会議が成立することをご報告申し上げます。

続きまして、会議の公開についてご説明いたします。

富津市情報公開条例第 23 条第 1 項の規定により、公開対象となる会議ですが、本会議内の特定空家に係る報告事項につきましては、同条例、同項第 2 号に該当することから、一部非公開となりますので、ご了承ください。

なお、本日の傍聴人は 1 名です。

傍聴人の方をお願いいたします。先ほど事務局からお配りした傍聴証の内容を守り、係員の指示に従ってください。これに従わない場合には退席いただくことがありますのでご注意ください。

次に、会議録の確定方法として、富津市情報公開条例施行規則では、「あらかじめ指名された委員等による承認」が一般的に行われており、本会議におきましても、この方法を採用し、委員の方へ、事務局作成の会議録案をご確認の上、ご署名をいただきまして、会議録を確定させたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

なお、会議録作成のため録音機を使用させていただきますので、ご了承ください。

それでは、会議の開催にあたり、斉藤会長からご挨拶をお願いいた

斉藤会長	します。 皆様こんにちは。 ご多用の中、ご出席くださいますありがとうございます。建築士会の斉藤です。 空き家といいますと前にもお話させていただきましたが、全国的にかなり増えつつあるような状況だと思います。 高齢化と人口減少に伴ってその波に押されて、どんどん増えているような状況だと思うのですが、5年位前からこの空家対策協議会が始まって、そのなかで特定空家に認定されて、解決したものが数件あります。 去年、多くの特定空家が認定されましたが、それはこの後、事務局の方からご報告ということになるかと思いますが、相続や誰が管理しているかも含めて、なかなか進まないような物件もあるかと思います。 そういう報告を皆様にさせていただきながら、質問やご意見がありましたらお聞かせ願いたいと思います。 改めて、今日、貴重な時間を皆さんにいただいて会議を行っておりますので、どうか有意義な会議となるようにご協力よろしくお願いします。
事務局 (田村課長補佐)	ありがとうございました。それでは、会議に入ります。 議事進行につきましては、富津市空家等対策の推進に関する規則第16条第4項の規定により、会長が議長となり、会議の進行させていただきます。 斉藤会長よろしくお願いいたします。
議長 (斉藤会長)	それでは、本題に入ります前に、事務局から説明のありました、会議録の署名人については、昨年同様に会長による指名としてよろしいでしょうか。

事務局 (萱野課長)	—異議なしの声— ありがとうございます。今回は、山村副会長と藤平委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 それでは、会議に入ります。報告（１）「管理が不十分な空き家等の状況について」、事務局の説明を求めます。 はい、議長。 それでは、報告（１）「管理が不十分な空き家等の状況について」、ご説明させていただきます。 これからご覧いただく資料につきましては、後方のモニターにも同じように表示するようにしております。お手元の資料、数字等が見にくい場合には、モニターの方もご活用いただければと思います。 それでは、資料１－１をご覧ください。 左の表は、令和６年度末、令和７年３月３１日時点の相談累計件数の内訳、右の表は、令和７年度末、令和８年３月３１日時点の相談累計件数の内訳となっております。 令和７年度の新規相談件数は１９件で、内訳につきましては、富津地区が７件、大佐和地区が５件、天羽地区が７件でございました。 資料の下にございます表につきましては、直近５年間の推移となっており、令和７年度１９件、令和６年度２３件、令和５年度２５件、令和４年度２４件、令和３年度１９件で、年平均にしますと２２件となり、概ね横ばいに推移している状況でございます。 次に、報告資料１－２をご覧ください。相談件数の内訳を大字毎にまとめた表になります。 空き家が「富津地区」、「大佐和地区」、「天羽地区」の各地区に散見していることから、当市の空家問題は特定の地域ではなく、市全域の課題と認識しております。 次に、報告資料１－３をご覧ください。「指導等の状況」でございま
-----------------------	--

す。

総数に対して、「修繕等改善済み」、「所有者等対応予定」、「指導文書送付済み」、「所有者等未確定」の4項目に分けて示しております。

指導対象空家の件数としましては、総数から「修繕等改善済み」を除く件数で、令和6年度末で173件、令和7年度末で182件となります。

最後に、報告資料1－4をご覧ください。「指導対象空き家の状況」でございます。

指導対象の空家を「建物破損」、「草木繁茂」、「害虫・害獣被害」、「ゴミの堆積等」の4項目に分けて示しております。

指導対象の空家の総数と、グラフの項目を合計した数字は一致しません。これは、1件の空家に対して複数の指導項目が該当しているためです。

表を見ていただきますと「建物破損」、「草木繁茂」が多くを占めております。「ゴミの堆積等」の件数が1件減少しておりますが、これは令和7年度中に新規相談を受けた件数よりも、改善された件数が多かったためです。

近年は異常気象が常態化しており、また地震等の災害により管理不十分な空き家の劣化が更に進行し、周囲に与える悪影響が増えていくことが予想されます。

また、劣化が進行しますと、修繕や解体に係る費用は増大し、改善が先延ばしになり、空家問題の解決が遅れるなど、悪循環となります。

そのため、今後につきましても、相談が寄せられた際には、所有者にいち早く空き家の状況を認知していただき、速やかに対策を講じていただけるよう、現地の写真を同封した文書を送付するなど工夫をして、指導を行っていきたいと考えております。

「管理が不十分な空き家等の状況について」の説明は、以上でございます。

議長 (斉藤会長)	ただいま、事務局の説明が終わりました。ご意見・ご質問等ございましたら、お願いいたします。
白石委員	私は昨年度もこの席に出席して会議を行ったわけですが、空き家というものは、跡取りがいない、要するに、地権者として誰が所有しているのかが分からない、そういう点が多いと思います。 こういった空き家に対して、市としては地権者の方に文書を送っているのか、電話等で話をしているのか、そういう情報を知りたいと思います。
議長 (斉藤会長)	ただいまのご質問ですが、地権者に対してどういったやり取りをしているのか、事務局の説明をお願いします。
事務局 (萱野課長)	はい、議長。 文書での指導と合わせて、私どもの方で相談者から、例えば連絡先等そういった情報が得られている場合であれば、電話連絡等で直接やり取りをさせていただきながら、状況を確認させていただいている場合もございます。 基本的には所有者に対する文書でのやり取りが多くなっておりますが、電話等による対応もさせていただいております。 以上でございます。
議長 (斉藤会長)	他にご意見ご質問等がありますか。 他にないようですので、「管理が不十分な空き家等の状況について」は終了いたします。 次に、報告（２）「特定空き家等の状況について」ですが、富津市情報公開条例第23条第1項第2号に関する情報が含まれていますので、非公開とします。 報告（２）「特定空き家等の状況について」は非公開のため削除

議長 (斉藤会長)	本日の会議は次第の通り全て終了しましたが、その他として委員の皆様から何かございますでしょうか。 事務局の方からはいかがでしょう。
事務局 (鈴木副主査)	はい、議長。 事務局から連絡があります。 富津市空家等対策計画について、現行の計画年度が令和４年度から令和８年度であることから、今年度中の改定に向け作業を進めております。 次回の協議会にて、計画改定案を提出させていただく予定です。 協議会の開催時期につきましては、決定次第ご連絡させていただきますので、委員の皆様におかれましては、あらかじめご承知おきくださるようお願いいたします。 最後に、本日使用しました資料のうち、右下に赤字で非公開資料と記載されている資料につきましては、机上に残して退室いただきますようお願いいたします。 事務局からは以上です。 それでは、以上をもちまして、令和８年度第１回富津市空家等対策協議会を閉会いたします。 円滑な議事進行にご協力をいただき、ありがとうございました。